

新たな指定制度について（案）

1. 新たな指定制度の考え方

（1）景観遺産

大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、地域の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物などで、一定水準以上（原則基準点数以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観遺産として指定する。

（2）景観遺産に準ずるもの

景観遺産の指定には至らないものの、身近で地域住民に親しまれている建造物などで、地域の景観まちづくりの活用等に繋がるよう、一定水準以上（景観遺産の指定基準点数未満ではあるが、一定基準以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観遺産に準ずるものとして指定する。

○指定名称：景観遺産に準ずるものであることから、それにちなんだ名称とする。

「準景観遺産」「まちの宝物」「景観自慢」「景観遺産ジュニア」 など

○指定基準：意匠性、郷土性、表象性、規範性、親和性のうち、特に「郷土性（シンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの）」を重視し、地域性（ローカルで限定的なものも含む）を考慮する。

○詳細基準：◎と群Aの合計が3つ以上 ⇒指定

◎と群Aの合計が2つ ⇒指定の方向で審議

群Bが3つ以上 ⇒群としての取り扱いを審議

保留が3つ以上 ⇒保留の理由を確認のうえ審議

（3）過去の応募物件の取り扱い

過去の応募物件については、一定水準以上の物件（上記詳細基準による）を審査の対象とする。

【参考】景観遺産指定等の状況

年度	応募件数 (重複を含む)	諮問件数	答申件数 (重複を含む)	指定件数
平成22年度	369件	247件	64件	46件
平成23年度	172件	68件	23件	14件
平成25年度	13件	11件	4件	(予定) 4件
計	554件	326件	91件	(予定) 64件

※予備登録物件：17件

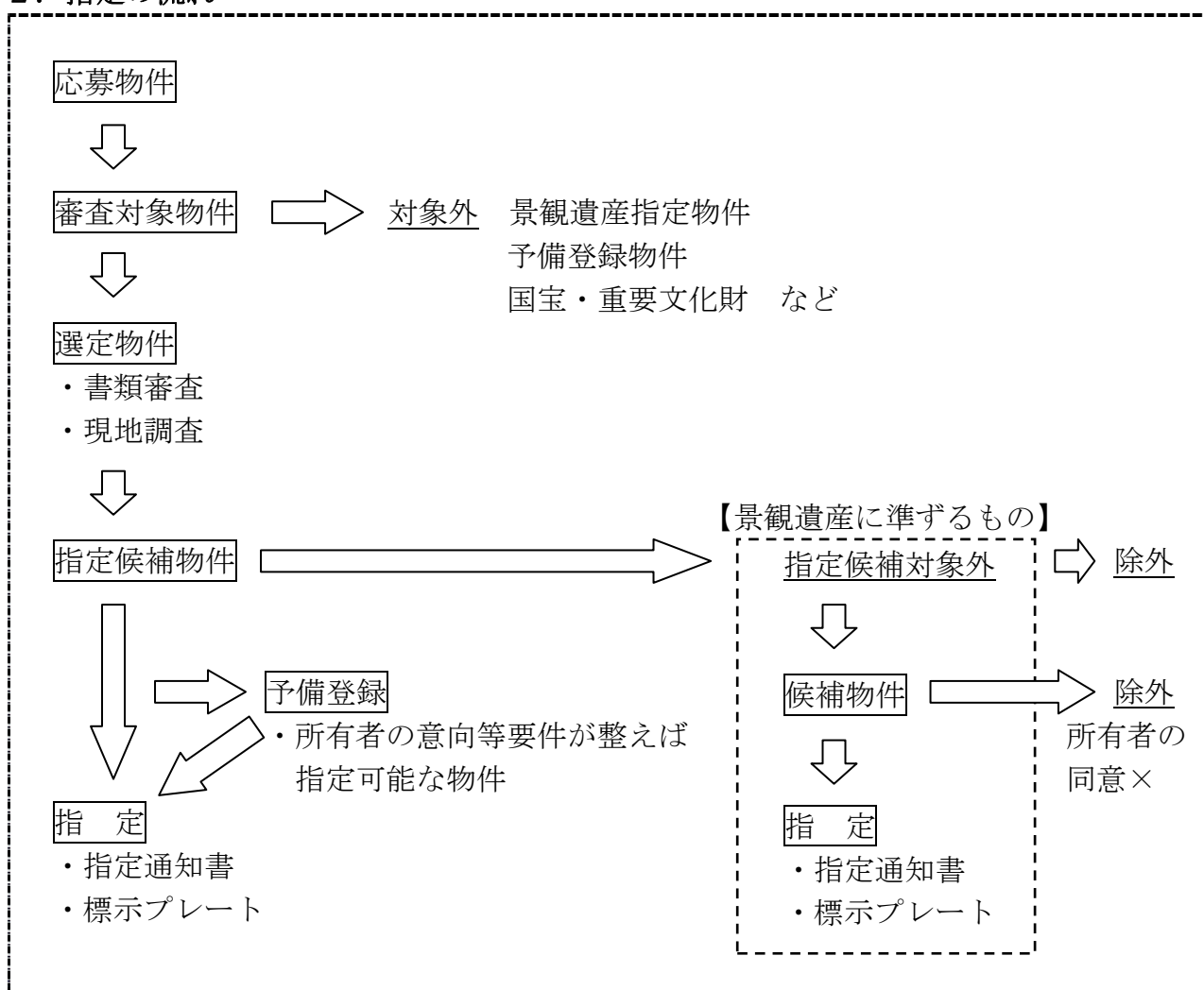
(4) 指定後の保全・活用等

指定した物件については、現行制度と同様に指定の旨を表示する標識（標示プレート等）を設置し、市広報やホームページ等による周知を行う。また、将来的に景観遺産の指定に繋がるよう、保全や活用のための技術的支援を行う。

●景観遺産との比較表

	現状の変更等	一般への周知	財政的支援 (景観形成事業補助金)	技術的支援
景 観 遺 産	事前届出	○	○（一部）	○
景観遺産に 準ずるもの	事前連絡	○	×	○

2. 指定の流れ



3. 景観遺産等の制度イメージ

